相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神山町一六六七番地、最後の住所東京都渋谷区西原二丁目一九番一号渋谷区けやきの苑・西原

被相続人　亡　椎名　はな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階隼あすか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　忠生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿七丁目三番、最後の住所東京都新宿区新宿六丁目二四番三号レジェンド新宿四〇一　被相続人　亡　鈴木久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区立川一丁目一番地五、最後の住所東京都墨田区立川一丁目一七番一四号

被相続人　亡　新井　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港南区東永谷三丁目五三番、最後の住所横浜市港南区東永谷三丁目五三番一五号　被相続人　亡　橋口　次徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階

相続財産管理人　弁護士　吉川知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市仲島一丁目一一番地六、最後の住所静岡県菊川市仲島一丁目一一番地の六

被相続人　亡　落合　弘行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

静岡県掛川市久保一丁目二番六号

相続財産管理人　花田　眞吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東大井二丁目一一〇九番地、最後の住所東京都板橋区赤塚一丁目二七番一〇―二〇六号　被相続人　亡　來司　節三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林五丁目三六五番地、最後の住所東京都葛飾区水元四丁目一三番一六号　被相続人　亡　加藤　幸久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港南区東永谷三丁目五三番、最後の住所横浜市港南区東永谷三丁目五三番一五号　被相続人　亡　橋口　次徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階

相続財産管理人　弁護士　吉川知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市仲島一丁目一一番地六、最後の住所静岡県菊川市仲島一丁目一一番地の六

被相続人　亡　落合　弘行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

静岡県掛川市久保一丁目二番六号

相続財産管理人　花田　眞吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区城西一丁目五〇一番地、最後の住所愛知県名古屋市守山区小幡三丁目三番一四号　被相続人　亡　渡邉　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

愛知県名古屋市東区東片端町二三東片端サンコービル名城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　正木　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市佐藤一丁目一七番地一五、最後の住所愛知県豊橋市佐藤一丁目一七番地の一五　被相続人　亡　小原　洋典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

愛知県豊橋市前田南町一―一―一タワーレジデンスＨＡＤＡ二〇一・二〇二号

相続財産管理人　弁護士　高和　直司

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年 10 月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区段原南一丁目一一番地八、最後の住所広島市東区牛田本町五丁目一番二号特別養護老人ホーム光明　被相続人　亡　松本とめ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十二日

事務所広島市南区金屋町五番二号

相続財産管理人　坂木　昭藤

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を山口県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十四年十月二十二日

一、住所　山口県山口市阿東篠目九一五

氏名　福本　静雄

営業保証金額　金二万円